

平成 30 年 9 月 11 日

舞鶴市建設工事入札参加資格登録業者 様

舞鶴市総務部契約検査室契約課

平成 31 年度建設工事の入札参加資格審査申請における留意事項についてお知らせします。

記

### 1. 不当要求防止責任者講習受講について

資格審査における主観点の対象としている「不当要求防止責任者講習に関する京都府公安委員会発行の受講修了書」につきまして、平成 31 年度の資格審査の対象は平成 27 年 4 月以降の受講修了書となります。(平成 29・30 年度は平成 25 年 4 月以降の受講修了書)

京都府においては平成 31 年度から対象を変更されますが、舞鶴市の取扱いと異なりますのでご留意願います。

### 2. 解体工事の登録について

建設業法の改正 (H28.6 施行) により建設業許可の種類に「解体工事業」が新設されたことに伴い、舞鶴市では平成 29 年度から「解体工事」を新設し、その入札参加資格審査の取扱いは既にお知らせのとおり、下表の内容としています。

平成 31 年度の解体工事の入札参加資格審査申請にあたっては、建設業法改正の経過措置の該当者であるか否かに関わらず、解体工事の建設業許可が必要となりますのでご留意願います。

対象	区分	入札参加資格審査の申請			
		H29 登録 (H29.2 受付)	H30 登録 (H30.2 受付)	H31 登録 (H31.2 受付)	H32 登録 (H32.2 受付)
経過措置の該当者	建設業許可	「とび・土工工事業」許可で申請可 (「解体工事」の許可は問わない)		「解体工事業」許可必要	
	経営事項審査 結果及び 要件	「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」 (経過措置表示のない 経審の場合は「とび・土 工・コンクリート」)	「とび・土工・コンクリート・解体(経過 措置)」		「解体」
		上記の審査を受けており、かつ完成工事高が「0」でないこと			
	格付の経過措置	H28 年度までの「とび・土工・コンクリート」の格付経過を引き継ぐ			
上記以外の者	建設業許可	「解体工事業」許可必要			
	経営事項審査 結果及び 要件	「解体」			
		上記の審査を受けており、かつ完成工事高が「0」でないこと			
	格付の経過措置	なし			